

研修会等における開催中止判断規程

(目的)

1. この規程は、公益社団法人鹿児島県理学療法士協会（以下「本会」という。）が主催する研修会等における開催中止判断について定める。

(対象となる事象)

2. 対象となる事象は以下の通りとする。
 - (1) 自然災害
 - (2) 感染症の蔓延
 - (3) 講師の体調不良や交通不通等による来場困難
 - (4) その他、研修会等を開催することが困難な事象が生じた場合

(判断時期および権限者)

3. 開催中止判断の時期と権限者は以下の通りとする
 - (1) 気象情報等で事前に予見できるものについては、担当理事が運営責任者と協議し、局長会長及び事務局へ報告の上、原則前日の 15 時まで中止を決定する。
 - (2) 事前に開催が困難な事象が生じた場合、担当理事は運営責任者と協議し、局長会長及び事務局へ報告の上、速やかに中止を決定する。
 - (3) 予見できない事象や突発的な事象が生じた場合は、担当理事または運営責任者が、参加者等の安全を最優先に速やかに中止を決定した後、局長会長及び事務局へ報告する。

(自然災害等における判断基準)

4. 開催会場またはオンラインの発信会場に、以下の事象が見込まれる時、または生じた時は中止を判断する。
 - (1) 前日 14 時時点の台風の進路予測で強風域に入っている時。
 - (2) 当日 6 時以降に気象庁から「警報」が発出されている時。
 - (3) 当日 6 時以降に気象庁から「警戒レベル 3」が発出されている時。
 - (4) 当日 6 時以降に震度 5 弱以上の地震が発生した時。
 - (5) その他、担当理事が参加者の安全を考慮して中止した方が良いと判断した時

(開催前に中止と判断した際の周知)

5. 原則として事前申込制とし、参加者の連絡先を収集するとともに、案内文書などに中止等の場合の連絡方法を明記し、開催前に中止と判断した場合は速やかに、以下の方法等をもって参加者や講師等に周知する。

- (1) 申込時に収集した個人メールアドレスへのメール送信
- (2) 協会ホームページ
- (3) 協会 LINE

ただし、震度5強以上の地震や「警戒レベル4」の発令等により、発信者に危険が及ぶ恐れがある場合は、これを発信しないことがある。

(開催中に中止を検討すべき事象が生じた場合の対応)

6. 開催中の事象発生時の対応は以下の通りとする。

- (1) 開催地に、「警報」や「警戒レベル3以上」が発令された場合、震度5弱以上の地震が発生した場合は、研修会等を即時中止し、開催施設の災害マニュアル等に従い参加者等の安全確保に努める。
- (2) 開催地に、「注意報」や「警戒レベル2」が発令された場合、今後の状況が悪くなると予想される場合は、速やかに中止を判断し、参加者等の安全な帰宅を促す。
- (3) 開催地の周囲で、「警報」や「注意報」が発令された場合や、交通の大規模な不通が生じた場合等は、帰宅困難者の発生防止に留意する。
- (4) その他、会場にいる運営責任者が、参加者等に危険が及ぶと判断した場合は、速やかに中止を判断し、安全確保に努める。

(中止後の対応)

7. 中止した研修会等の対応は以下の通りとする。

- (1) 原則として代替え措置（延期及び開催方法の変更など）を講じる。
- (2) 運営側の事由による中止の場合の参加費または受講料等は、振込手数料を差し引いた額を返金する。但し、参加者の旅費、宿泊費のキャンセル料等の付帯費用の負担はしない。
- (3) 自然災害による中止で代替え措置が困難な場合、受講料は返金しない。
- (4) 運営側にて対応が困難な場合は、理事会で判断する。

(改廃)

8. この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、令和8年4月1日に施行する。